

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

近年の少子高齢化をはじめ、高度情報化や国際化の急速な進展、自然災害やテロの脅威など、社会を取り巻く環境が大きく変化する中、生涯学習に対する人々の意識やニーズも多様化し、また、地域における課題も複雑化を増しています。

こうした中、生涯学習の推進を通じて、個人の人生をより豊かにするとともに、学びを通じて自らを高め、学習の成果を地域社会に還元することができる「知の循環型社会」を構築していくことが、個人の自立と地域社会の形成に向けた重要な要素として認識され、学習者同士の連携のもと新たな学習メニューの開発や、様々な社会問題に対して一人ひとりが積極的に解決を図る力を養う学習機会の充実が求められています。

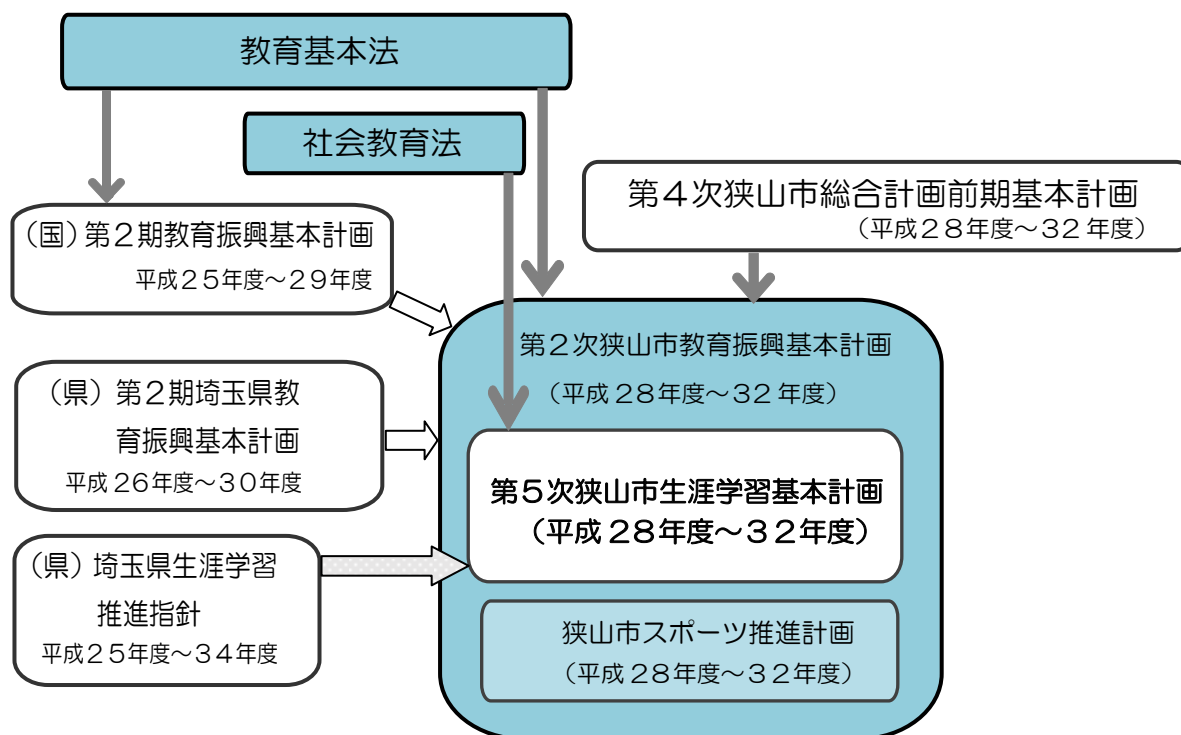
国の「教育振興基本計画」では、だれもが生涯を通じて自らに適した手段や方法を選択しながら質の高い学習に取り組み、必要とする知識・技術を習得できる社会の実現を目指し、学校、地域住民、企業など社会の構成員すべてがそれぞれの立場において連携・協力する必要があるとしています。また、「埼玉県生涯学習推進指針」では、生涯学習社会の実現には、各個人が学習したことにより得られる様々な経験や知識等が社会の中で活かされ、社会全体を発展させていくための持続可能な仕組みづくりが必要であるとしています。

本市では、平成23年に「第4次狭山市生涯学習基本計画」を策定し、「生涯にわたり 育み活かす 豊かな学びの振興」を基本目標に据え、生涯学習施策の推進を図ってきましたが、今後も、これまでに展開されてきた市民主体の学習活動や、生涯学習関連施策の一層の充実を図るとともに、学習の成果を地域社会に活かすことができる仕組みづくりを進め、生涯学習を軸としたまちづくりを進めていくことが一層重要と考えています。そこで、現行の「第4次狭山市生涯学習基本計画」の計画期間が平成27年度をもって終了することから、第2次狭山市教育振興基本計画と整合を図り、第5次の計画を策定するものです。

「第5次狭山市生涯学習基本計画」は、これまでの本市の取り組みや社会環境の変化などを踏まえ、「自己を磨き 社会を支える 豊かな学びの振興」を基本目標として、本市の生涯学習施策をより計画的に推進します。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、第2次狭山市教育振興基本計画を上位計画として、社会教育法を踏まえ、また埼玉県生涯学習関連計画を参酌し、定めたものです。



第3節 計画の期間

本計画の計画期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。また、必要に応じて、適宜見直しを行います。

平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度	平成 36 年度	平成 37 年度	平成 38 年度
第4次狭山市総合計画 (H28～H37)														
第2次狭山市教育振興基本計画 (H28～H32)														
第5次狭山市生涯学習基本計画 (H28～H32)														
埼玉県生涯学習推進指針 (H25～H34)														

第4節 生涯学習について

生涯学習は、一人ひとりが家庭や地域で行なう学習のみならず、社会教育や学校教育で行われる多様な学習活動も含まれます。いつでも、どこでも、だれでも、この生涯学習に取り組めることが理想的な姿です。

今日、多様な価値観や生き方が存在する成熟社会が進行する中で、生涯にわたる学びのニーズはますます高まっており、市民の各世代において多様な生涯学習活動が展開されています。

また、学習活動は今後一層多様化することから、市民一人ひとりのライフサイクルやライフスタイルに合わせ、幅広い学習機会・学習内容を充実させ、生涯学習自体が一層身近なものとなることが望まれています。

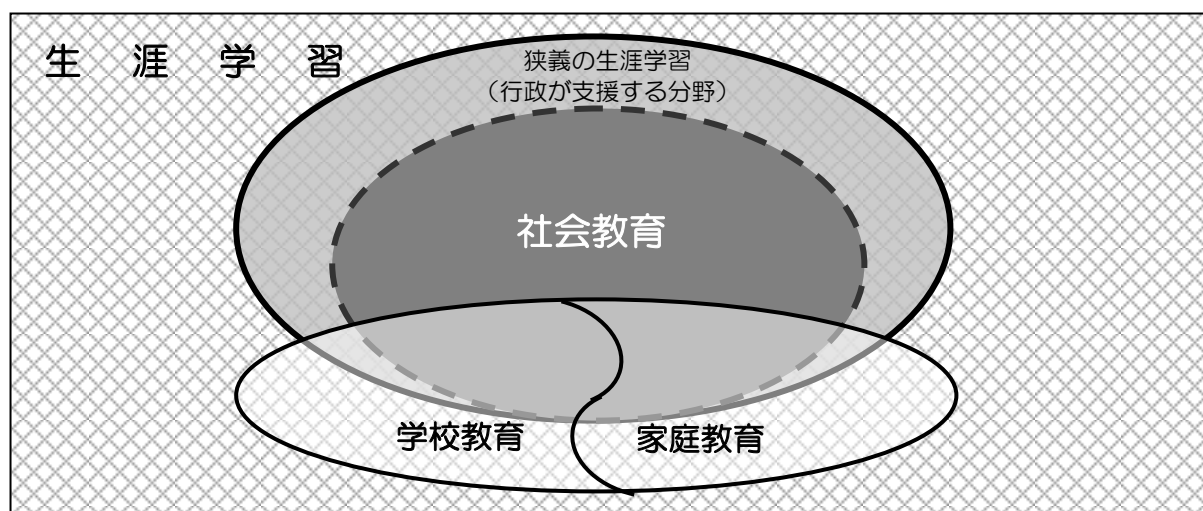
そして、その学習成果を学校支援や地域活動等への還元を通じてまちづくりに活かすことも重要となっています。

第5節 計画の対象

本計画では、広範囲に及ぶ生涯学習の内、行政が支援する生涯学習の分野を「狭義の生涯学習」と捉えます。そして、下図で示す生涯学習の中で、社会の要請に応じて行政が主体的な役割を担って行う教育を「社会教育」として位置づけます。

また、教育には子供の健全な生活習慣や基本的な社会のルール、コミュニケーション能力などを育む「家庭教育」と、基本的な知識や技能、それらを活用する力、豊かな人間性、体力など、知・徳・体をバランスよく育成する「学校教育」があります。これらの「家庭教育」と「学校教育」が「社会教育」と連携しつつ、生涯にわたる学習活動を支えます。

本計画は、教育委員会が他の部局とも連携を図りながら、主体的に取り組む「生涯学習」施策、並びに生涯学習関係団体等との連携及び支援について対象とします。



第6節 生涯学習を取り巻く社会の動向

生涯学習に対するニーズの高まりや社会からの要請の変化など、近年の生涯学習を取り巻く状況について、次のとおり整理します。

1 「心の豊かさ」への意識変化

人々の意識が「物質的な豊かさ」から「心の豊かさ」へと移る中で、生涯学習に対して抱くニーズも大きく変化し、また多様化しています。

こうした中、学びに生きがいを求め、学びの成果を活かして、自己実現や社会貢献ができる環境の整備が重要となっています。

2 人と人とのつながりの希薄化

個人の価値観やライフスタイルが多様化する中で、人間関係の希薄化が進み、人々のつながりや支え合いといった地域社会の機能低下が指摘されています。生涯学習を通じて、人と人とのつながりや、コミュニティの活性化につながることを期待されています。

3 学習ニーズの多様化

高齢化の進行やグローバル化に伴い、学習ニーズも多様化しています。学び続けられる環境づくり、学びを通じた交流や健康づくりなど、日常の様々な場面で社会の変化に対応できる人材育成などが求められています。

4 情報化による生活様式の変化

I C Tの進歩により、経済活動や日常生活などのあらゆる分野で情報化が進んでいます。地球規模で時間や距離の制約が小さくなり、インターネットを通じた人や情報の新たなネットワークがつくられるなど、生活様式だけでなく、生涯学習を行う環境にも大きな変化をもたらしています。

5 協働の推進

個人の価値観が多様化・複雑化し、行政だけでは市民ニーズや地域ニーズに 대응していくことが困難な時代となる中、市民や民間団体等と行政とが各々の役割を果たしながら、公共サービスを協働で担っていく動きが活発化しています。生涯学習をとおして社会参画意識を育み、市民一人ひとりが地域社会を担う一員として、その成果をまちづくりに活かしていくことが求められています。

第7節 生涯学習をめぐる国・県・本市の動向

1 国の動向

平成18年12月の教育基本法改正では、「国民一人ひとりが、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に活かすことのできる社会の実現が図られなければならない」とすることが生涯学習の理念とされるとともに、「家庭教育」「社会教育」「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」等の規定が整備され、自治体が生涯学習を推進する基盤の充実が図られました。

また、平成20年の中央教育審議会からの答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～」を受け、同年6月には社会教育関連法が改正され、また、7月には教育基本法に基づく「教育振興基本計画」が策定されました。この計画では、今後10年間を通じて目指すべき教育の姿として「義務教育終了までに、すべての子供に自立して社会で生きていく基礎を育てる」とことと、義務教育以降の教育を通じて「社会を支え、発展させるとともに、国際社会をリードする人材を育てる」ことを掲げています。

平成25年6月には「第2期教育振興基本計画」が策定され、「自立」「協働」「創造」の3点を実現する生涯学習社会の構築に向けて、計画が目指す4つの方向性として「社会を生き抜く力の養成」「未来への飛躍を実現する人材の育成」「学びのセーフティネットの構築」「絆づくりと活力あるコミュニティの形成」が示されました。

時期	事項
平成18年12月	教育基本法の改正
平成20年2月	中央教育審議会答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～」
平成20年6月	社会教育法・図書館法、博物館法の改正
平成20年7月	教育振興基本計画の策定
平成25年6月	第2期教育振興基本計画の策定

2 県の動向

埼玉県では、教育基本法に基づき、平成21年2月に「埼玉県教育振興基本計画」を策定し、平成26年7月には「第2期埼玉県教育振興基本計画」を策定しました。

生涯学習に関しては、平成11年に「埼玉県生涯学習振興計画」が策定され、「いつでもどこでも県民だれもが自由に学習することができ、その成果を適切に評価される生涯学習社会」を目指してきました。また、平成22年3月には、「埼玉県生涯学習推進計画」を策定しましたが、平成25年3月には、従来の県行政主体の「計画」としてではなく、その方策や重点的に支援する分野などを明らかにする「埼玉県生涯学習推進指針」を策定しました。この指針では、埼玉県の目指す生涯学習社会を「学び合い、共に支える社会」として、10年先を見据え、「学びを支える」「学び合いを

支える」「学びの成果の活用を支える」の3つの指針を定めています。

時期	事項
平成 11 年 3 月	埼玉県生涯学習振興計画の策定
平成 21 年 2 月	埼玉県教育振興基本計画（生きる力と絆の埼玉教育プラン）の策定
平成 22 年 3 月	埼玉県生涯学習推進計画の策定
平成 25 年 3 月	埼玉県生涯学習推進指針の策定
平成 26 年 7 月	第2期埼玉県教育振興基本計画「生きる力と絆の埼玉教育プラン」の策定

3 本市の動向

本市では、平成5年3月に第1次狭山市生涯学習基本計画を策定し、これに基づき生涯学習の振興を図ってきました。これまでに4次の改訂を行い、市民一人ひとりが主体的に学習できる環境の整備を推進してきました。

平成23年3月に公式ホームページとは別に民間により開設された市民交流促進総合ポータルサイト「さやマルシェ」が稼働し、このサイト内に、生涯学習情報やサークル等の活動情報を、市民がいつでも検索できるシステムとして、狭山市生涯学習情報検索システム「さやまなびいネット」を開設して情報提供を行っています。また、平成24年7月には、狭山市駅西口の狭山市市民交流センター内に、生涯学習に関する情報提供と相談等に対応する窓口として、生涯学習情報コーナーを開設するなどして、市民が生涯学習に参加できる機会の充実を図ってきました。

これらの取り組みにより、多くの市民が、それぞれの目的や関心に沿って主体的に学び、そして学習の成果を様々な活動に活かす動きが進んでいます。

時期	事項
平成 5 年 3 月	第1次狭山市生涯学習基本計画の策定
平成 13 年 3 月	第2次狭山市生涯学習基本計画の策定
平成 18 年 3 月	第3次狭山市生涯学習基本計画の策定
平成 23 年 5 月	狭山市教育振興基本計画の策定
平成 23 年 5 月	第4次狭山市生涯学習基本計画の策定